平成２５年（フ）第７号
松江市西川津町711番地　レオパレスエイザ108号室、前住所鳥取市安長245番地１　レオパレス安長205号
債務者　畑　圭一郎
１　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４号
香川県三豊市詫間町松崎2780―221　メゾンタオＮｏ．Ⅱ２階202号室、住民票上の住所香川県三豊市詫間町松崎637番地４
債務者　尾形　直人
１　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第６号
大分県日田市大字友田2531番地12　市営北友田住宅Ｂ－２－４
債務者　小川美智子
１　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第１８１号
北海道苫小牧市矢代町２丁目４番19号　ハイツ優105
債務者　阪下　　和
１　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１号
宮城県登米市迫町北方字金ヶ森４―12、住民票上の住所宮城県牡鹿郡女川町清水町143番地の４
債務者　福原　　満（旧姓細川）
１　決定年月日時　平成25年２月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第７４号
千葉県鎌ケ谷市丸山３丁目５番25号　ハイツ大久保205号
債務者　荒井　郁海
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７９号
千葉県我孫子市中峠1802番地の３
債務者　高見　早苗
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第８６号
千葉県野田市親野井121番地13　ベルメゾン201号
債務者　波多野興作
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５７号
長野県大町市大町上仲町2517番地１　伊藤住宅Ｂ号、住民票上の住所長野市信州新町左右19467番地
債務者　松田　淳一
１　決定年月日時　平成25年２月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２６０号
長野県安曇野市穂高有明8992番地13
債務者　宮澤　惠子
１　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１９号
長野県松本市寿北５丁目４番８号　パレス銀次郎202、前住所長野県松本市開智２丁目２番６号　城北ハイツ202
債務者　吉村　隆宏
１　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４０号
宮城県岩沼市桑原１丁目５番12号
債務者　小野　敏幸
１　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３号
茨城県日立市東金沢町５丁目８番６号
債務者　廣島　孝之
１　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１０号
茨城県日立市日高町３丁目８番14号
債務者　木原康哲こと　朴　　康哲
１　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１１号
茨城県日立市日高町３丁目８番14号
債務者　木原南實こと　朴　　南實
１　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１２号
茨城県日立市小木津町１丁目４番６―202号
債務者　清水のぞみ
１　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１７号
茨城県日立市鮎川町５丁目14番23号
債務者　鹿志村ひとみ（旧姓島崎）
１　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
水戸地方裁判所日立支部